平成２６年（フ）第１１６号
山口県下関市吉見里町１丁目１番38号
債務者　山田　香織
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
宮崎市大字小松1343番地８　リバーサイドコーポ206号
債務者　川越　幸治
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１０号
宮崎市大塚町小原田2117番地２　クレールハイツ101号、前住所宮崎市清武町加納２丁目37番地　タウニィ霧島206号
債務者　佐藤　　雅
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１４号
宮崎市高洲町296番地16　ＬＵＸＹマンション301号
債務者　岡村　典枝
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４７号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　宮丸西団地56―３―167
債務者　山元　雅子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６７号
福島県郡山市安積町荒井字東屋敷２番地の１コーポ松井201号、前住所福島県いわき市内郷内町桜本135番地の49
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長野県伊那市美篶9627番地　オオトリハイツ３号
債務者　小坂　治義
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１５５号
神戸市西区伊川谷町有瀬1481番地の１　103号
債務者　田邉　　恵
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
神戸市西区中野２丁目８番地の５　ふれあいハイツＢ―103号
債務者　市原　哲壮
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
広島県呉市阿賀南９丁目11番12号
債務者　エコホームこと　城谷　好司
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県淡路市久留麻18番地３　県営久留麻住宅２―101
債務者　藤本みちる
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１８号
熊本市北区龍田４丁目30番31―201号　シゲタビル201、前住所熊本市北区楡木３丁目11番27号
債務者　有水久爾子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
熊本県上益城郡山都町三ケ1982番地、前住所熊本県水俣市古城１丁目11番11―６号
債務者　眞田　眞治
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８５号
大阪府門真市四宮２丁目５番17号
債務者　縄　　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９７号
大阪市平野区西脇１丁目４番３―906号
債務者　本村　浩造
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９０号
大阪市北区池田町１番55号アルテハイム天六Ⅰ　303号室
債務者　福岡　紗妃
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部